

【江戸前場下町出店に利用規約】

事前の出店参加のお申込と、住所や身分証明が出来る方、以下の出店の規則や規約、会場でのルールをご理解の上、ご了承を頂いた方に限ります。

【出店について】

1. 社会通念上並びに法律に反する物品の販売は禁止

常識的な規則ですが、ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等の法律に違反する物品を売ることは出来ません。

2. 会場での販売禁止事項

- ① 盗品、無断での持ち出し品、横流し品、お預かり品等の販売は、固くお断りします。当日の係員の巡回で不都合があった場合は、退場及び法的な処罰を受けることになります。
- ② 場内で他の出店者から買った物を、自分の出店場所で売ることは禁止します。

3. 開催中は申請者本人が参加する事

代理出店は認めません。また代理出店申込も出来ません。必ず、開催当日ご参加の方がお申込をしてください。

4. 開催中の退場について

出店者が、他に迷惑をかける行為等、主催者が認めた時は即刻に退場となります。また、規則違反等の退場による出店料の払い戻しもいたしません。

5. 出店申込、出店場所について

出店者の募集は定員になり次第、受付終了いたします。

6. 遅刻の扱いについて

当日の遅刻はキャンセル扱いとなり、出店できない事もあります。

7. 発電機・火気の使用禁止

火気、発電機等の電源使用は、事前に江戸前場下町の許可を得なければ使用出来ません。

8. 日よけテント・ハンガーラック等の使用上の注意

日よけテント・ハンガーラック等、強風で倒れる危険性のあるものを会場で使用する場合は、必ずウエイト(重り)で固定してください。

9. 施設保護と破損について

ディスプレイの為に、施設等を利用してヒモやロープ等を貼る事は原則的に禁止となります。許可が出ている場合は、施設を破損しないよう予防してください。また、路面等に穴をあけたり、損傷等を与えた場合は現況補償をして頂きます。

10. 出店場所の清掃義務について

自分の出店場所とその周りは、出店者自身の清掃範囲となります。必ず清掃をし、集めたゴミはその場に散乱しないよう各自持ち帰って下さい。ゴミや売れ残り品等を施設内に捨てることは厳禁です。

11. 会場への車の乗り入れについて

開催中は、会場で車両のエンジン始動、運転、移動、途中退場は指定時間以外厳禁となります。

※但し、開催中に雨天やその他の事情でやむなく中止になった場合や、主催者の指示で移動、運転する場合を除きます。また、場内では5km以下の最徐行運転が義務付けられています。

12. 開催中の事故責任と係員の指示に関しまして

- ① 会場で車両を運転中に事故(人心、物損等)を起こした場合の責任は、主催者の係員の直接的指示(係員が立ち会って運転を指示した場合)による事故以外は当事者間の責任とします。くれぐれも安全運転で事故防止に心がけて下さい。
- ② 会場での盗難や万引き等は出店者自身の責任において処理してください。主催者は一切その弁済責任を負えませんので、くれぐれもご注意ください。
- ③ 開催中は必ず係員の指示に従って下さい。従わない場合は退場、今後の参加停止といたします。

【キャンセルについて】

1. 雨天等による中止の場合、出店料はいただきません。天候等による開催の中止の確認は、当日 8:00 以降電話にてご確認ください。個人の判断で取り消した場合、キャンセル料を請求する場合があります。
2. 出店キャンセルは開催日当日の 8 日前までの連絡に限り受け付けます。
3. 7 日前から前々日までのキャンセルは出店料の半額、前日・当日のキャンセルは全額を請求いたします。

【暴力団に関する誓約】

1. 私は、私とその他従事者が、現在下記の(1)から(6)のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力であること。
 - (2) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与すること。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用すること。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、江戸前場下町の運営に関し不正又は不誠実な行為を行うこと。
2. 他人への名義貸し、虚偽の記載又はその他不正な方法による出店は行いません。
3. 出店登録書の提出時や開催当日において、江戸前場下町を運営するもの又は警察からの身分確認提示要求があった場合は、これに従います。
4. 江戸前場下町運営事務局に届けている担当者及びそれを補佐するもの以外のものは、出店の経営に関与しません。
5. みかじめ料はしよば代等の名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団員が指名したものに金品等の利益は供与しません。
6. 歩行者の通行を著しく阻害するような出店に係る備品の設置、放置又はその他の安全で円滑な交通の確保に支障を及ぼす行為はしません。
7. 出店営業中における粗暴、卑猥な言動、刺青の露出又はその他の健全で清潔な江戸前場下町の運営に支障を及ぼす行為はしません。
8. 江戸前場下町運営事務局及びその他江戸前場下町を運営するものの指示に積極的に従うとともに、決められた出店場所及び出店方法を厳守します。
9. 過去 5 年以内に都内外のその他イベント等において、出店管理から除外される又は出店届出書の返還を求められたことはありません。
10. 暴力団との関係等を調査する目的で、当出店登録書が警察等の関係機関に提出されることを同意します。

以上

2019 年 12 月

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-3-12

江戸前場下町運営事務局